

大田区における「旅館業法の特例」の活用について

大田区

大田区 国家戦略特別区域 外国人滞在施設経営事業 に関する条例のポイント

条例

(大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例)

- 国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定める
 - 1. **事業の用に供する施設を使用させる期間**
期間は、地域のホテルや旅館との役割分担、1施設における滞在期間等を総合的に考慮して7日以上とする。
 - 2. **立入調査等**
区長は、職員に、認定事業者の事務所又は滞在施設に立ち入り、又は関係者に質問させることができることとする。
 - 3. **近隣住民への事業計画の周知**
事前に近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に周知しなければならないこととする。

⇒ 行政の関与による「安全・安心面の不安解消」

大田区 国家戦略特別区域 外国人滞在施設経営事業 に関する規則・ガイドライン（案）のポイント

規則

（大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則）

- 条例第5条「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」の規定に従い、当該施行規則を制定する
 - 1. 趣旨規定
 - 2. 申請書等様式、特定認定書等の交付及び台帳作成の規定
 - 3. 滞在者名簿 記載事項及び3年以上保存
 - 4. 立入権の行使について
滞在中施設への立ち入りの際の事業者、滞在者の承諾及び身分証の様式
 - 5. 近隣住民への周知
近隣住民の範囲、周知の内容、方法

条例（本条例と手数料改正）、規則の施行期日
平成28年1月29日を予定

ガイドライン

(大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関するガイドライン)

- 特例事業を円滑に進めるため、行政指導の指針及び審査基準並びに事務手続について規定
----- **ガイドライン(指導のポイント)** -----

1

認定前の近隣住民への周知

- ・ 条例及び規則で定めるとおり、認定を受けようとする者に対して、近隣住民に対して周知するよう指導する。その際には、適切に周知、説明し、近隣住民の理解を得るように努める。

(近隣住民の範囲)

- ①使用する施設のある建物の他の使用者
- ②境界線が接する敷地にある建物の使用者等

(近隣住民への周知内容、方法)

- ①申請者の氏名、②施設の名称・所在地、③苦情等窓口の連絡先、④廃棄物の処理方法、⑤緊急時の対応方法
- 周知方法は「書面」による。

2

滞在者の使用開始時、使用終了時における本人確認

- ・ 滞在者名簿(滞在期間、氏名、住所、職業、連絡先、国籍、旅券番号を記載)を3年以上保存。保管場所を明確にしておく。
- ・ 本人確認は、日本人の場合「顔写真付きの身分証明書等」で行い、外国人の場合は、旅券の呈示を求め、旅券の写しを滞在者名簿とともに保管する。旅券の呈示を拒否する場合、区の指導であることを説明してもなお拒否する場合は最寄りの警察署等に連絡するなど適切な対応を行う。
- ・ 滞在者の施設の使用開始時及び使用終了時に対面(又は映像等により確実に確認できる方法)により、本人確認を行う。

3

滞在者の滞在期間中の使用状況確認

- ・ 滞在期間中に、滞在本人が適切に施設を使用しているかについて状況を確認し、挙動に不審な点が見られる場合などには速やかに最寄りの警察署に通報する。
- ・ 警察等の捜査機関の職員から、その職務上滞在者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、職務の目的に必要な範囲内で協力すること。

4

苦情等への対応

- ・近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民から騒音やごみの廃棄方法等の苦情があった場合は、適切かつ速やかに対応できる体制を整備する。
- ・近隣住民から騒音やごみの廃棄方法等の苦情があった場合は、適切かつ速やかに対応できる体制を整備し、近隣住民の理解を得るよう指導し、その際の近隣住民とのやり取り、交渉経緯等を記録し、適宜報告する。

【留意事項】

- ・区長は法令の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

5

廃棄物の処理方法

- ・事業系ごみとして適切な処理を行う。
- ・施設の滞在者に対し、使用開始時に、「廃棄物の処理方法」についての注意事項を外国語を用いて行う。

6

火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法

- ・施設の滞在者に対し、使用開始時に、火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応方法(防火、防災設備の使用方法を含む。)を外国語を用いて説明する。
- ・認定事業者は、「火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法」を含めた必要な措置を講じる。

7

施設を事業に使用するための権利を有すること

- ・施設を事業に使用するための権利を有することを証明する次の書類を添付する。
 - (a) 施設を賃借し事業に使用する場合は施設所有者と申請者との間の賃貸借契約書、転貸を承諾する書面
 - (b) 施設を所有し事業に使用する場合は施設にかかる不動産登記事項証明書等、所有の事実を証明する書類

8

消防法令で義務付けられている設備等が設置されていること

- ・認定を受けようとする施設の存する建物について、消防法令で義務付けられている設備等を設置する。

民泊を活用したモデル事業
訪日外国人誘客・受入施策
～民泊に伴う環境整備～
について

民泊のモデル事業について

- 施設提供者(特定認定事業者)と
コーディネーター(仲介業者)との連携
 - ⇒ 予約・保険・コールセンター等サービスのプラットフォーム提供
 - ⇒ 新たなビジネス・雇用の創出

- ホテル旅館組合と
コーディネーター(仲介業者)
 - ・施設提供者(特定認定事業者)との連携
 - ⇒ ホテル旅館業と不動産業の相互補完・連携

- 施設提供者(特定認定事業者)と企業との連携
 - ⇒ 各メーカーの製品を使用できる
モニタールームの提供

平成27年度 大田区訪日外国人誘客・受入施策

～ 民泊に伴う大田区的环境整備について ～

1 公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備

観光マーケティング調査でも要望の高かった Wi-Fi環境を整備し、訪日外国人の利便性を高める。

2 多言語版大田区観光公式サイト開設

訪日前、訪日後の外国人(特に個人旅行者) に対して、大田区観光情報を提供するために、多言語版のホームページを作成。

3 大田区観光情報センターのオープン

「来訪者とひと、まちをつなぐ観光拠点」をコンセプトとして、特に外国人旅行者のニーズに合わせたサービスを提供する観光情報センターをオープン。

4 「HANEDA⇄OTA エンjoyプログラム」の実施

羽田空港を利用する外国人、日本人向けに大田区を楽しんでもらうために、地域や観光関係の事業者等と一体になって、羽田空港からの近接性を最大限に活かしたプログラムを作成。

公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備

OTA CITY FREE Wi-Fi

区内の主要駅（JR大森駅、JR蒲田駅、京急蒲田駅）周辺、大田区役所本庁舎をはじめ、今後、増加する来訪者が利用する主な区の施設（区内15か所）に、公衆無線LAN機器を設置。

駅周辺にとどまらない広域的な整備を実施し、大田区の観光情報や防災情報等の発信を行い、来訪者の安全・安心を支援し、区内回遊を図る。

●OTA CITY FREE Wi-Fi エリアサイン



●ポータル画面のイメージ (区が設置するエリア)



●区設置施設サービス提供エリア

(1) 区内主要駅前（屋外）

JR蒲田駅西口・東口	JR大森駅西口・東口
京急蒲田駅西口・東口	

(2) 区主要施設建物内（15か所）

本庁舎1階、2階	大田区観光情報センター
羽田空港観光情報コーナー	PIO観光・産業情報コーナー
新井宿特別出張所内観光情報コーナー	大田区民ホールアプリコ
大田文化の森	郷土博物館
大森海苔のふるさと館	龍子記念館
馬込文士村資料展示室	多摩川台公園古墳展示室
大田区総合体育館	大森スポーツセンター
大田スタジアム	

多言語版 大田区公式観光サイトの開設

Ota City Official Travel Guide

今後増加していくことが予想される個人旅行者のニーズに応えるために、総合的な多言語版観光サイトを制作。日本語、英語、韓国語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、タイ語の6か国語に対応し、海外に発信。



Ota City Official Travel Guide

●サイトURL : www.ota-tokyo.com

●カテゴリー (現時点で公開中のもの)

イベント

おすすめルート

ガイド

ニュース

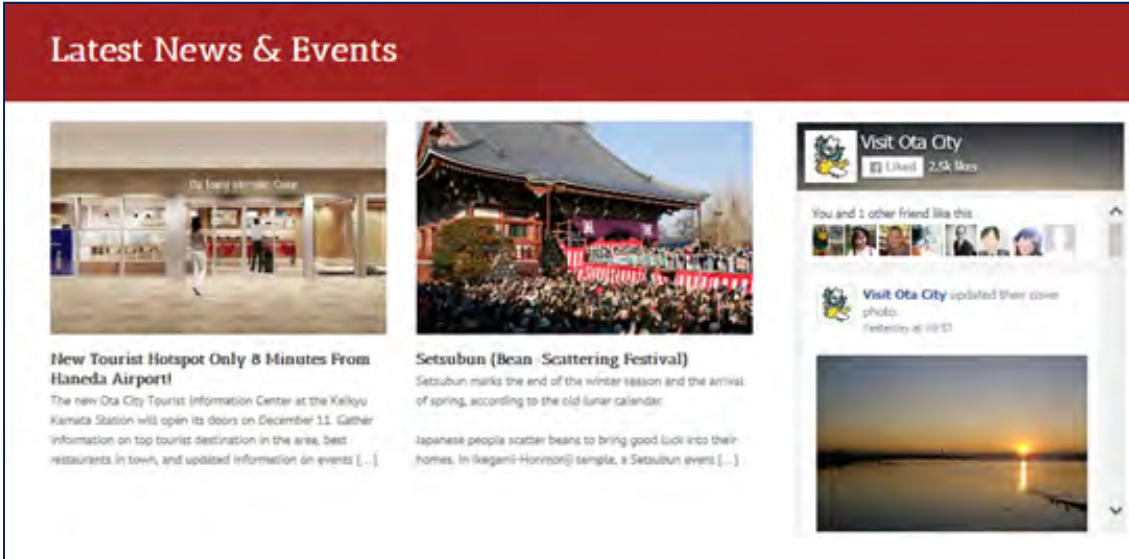
ホテル

宿泊施設

文化

観光

Latest News & Events

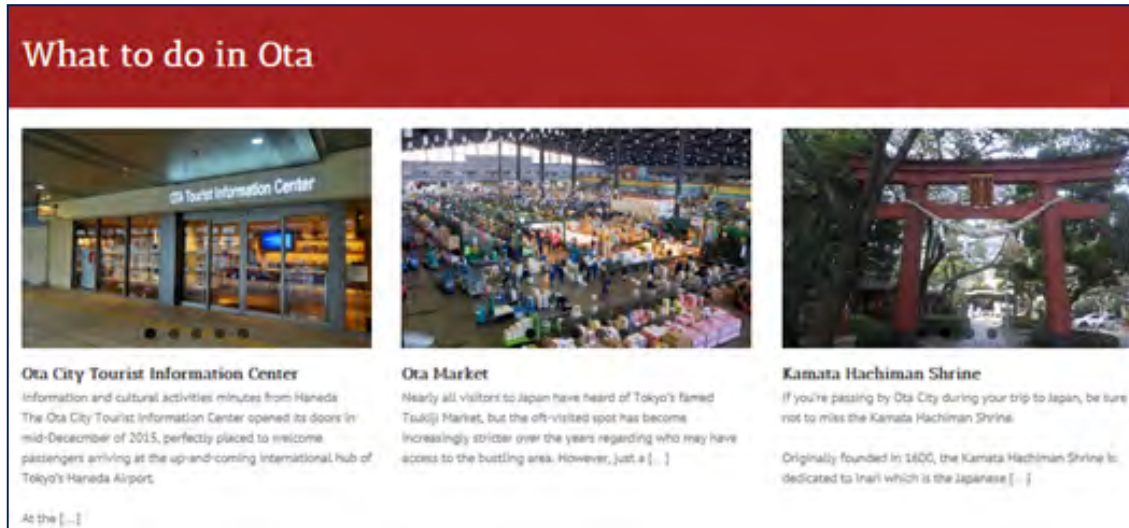


New Tourist Hotspot Only 8 Minutes From Haneda Airport!
The new Ota City Tourist Information Center at the Keiyou Kamata Station will open its doors on December 11. Gather information on top tourist destination in the area, best restaurants in town, and updated information on events [...]

Setsubun (Bean-Scattering Festival)
Setsubun marks the end of the winter season and the arrival of spring, according to the old lunar calendar.
Japanese people scatter beans to bring good luck into their homes. In Ikegami-Honnonji temple, a Setsubun event [...]

Visit Ota City
Liked 2.5k likes
You and 1 other friend like this
Visit Ota City updated their cover photo.
Yesterday at 10:57

What to do in Ota



Ota City Tourist Information Center
Information and cultural activities minutes from Haneda
The Ota City Tourist Information Center opened its doors in mid-December of 2015, perfectly placed to welcome passengers arriving at the up-and-coming International Hub of Tokyo's Haneda Airport.
At the [...]

Ota Market
Nearly all visitors to Japan have heard of Tokyo's famed Tsukiji Market, but the oft-visited spot has become increasingly stricter over the years regarding who may have access to the bustling area. However, just a [...]

Kamata Hachiman Shrine
If you're passing by Ota City during your trip to Japan, be sure visit to miss the Kamata Hachiman Shrine.
Originally founded in 1400, the Kamata Hachiman Shrine is dedicated to Inari which is the Japanese [...]

大田区観光情報センターオープン

OTA CITY Tourist Information Center

国際都市おおたを推進する区の観光拠点として、京急蒲田駅商業施設内に「大田区観光情報センター」がオープン。英語対応可能な職員が常駐して観光案内を行うとともに、区内製品の販売や外国人旅行者をターゲットとした日本文化体験事業などを実施して、外国人旅行者の誘致を図る。



- 【観光案内】 多言語対応による案内の他、電話・メール等の相談にも対応
- 【誘客事業】 日本文化体験をはじめとした誘客事業を実施
- 【展示・物販】 大田の工芸品等を展示するほか、おおたの逸品、お土産等、区の産品を販売
- 【情報発信】 情報発信：ホームページや紙媒体等を活用して、来館者誘致に向けた情報を発信

- 営業時間： 9：00～21：00（年中無休）
- 住所： 大田区蒲田四丁目50番11号
ウイングキッチン京急蒲田 中2階
- 電話： 03-6424-7288
- URL： www.tokyoactivity.com



Ota City Tourist Information Center

● サービス内容

知る
多言語対応で観光相談におこたえます。




観る
観光展示やライブラリーで、観光情報を提供します。



買う
おおたの逸品や工芸品などを販売します。



体験する
着物、お茶、書道など日本の伝統文化体験事業などを実施します。



●実績 平成27年12月11日～31日 (21日間)

来場者数	4,275人
観光相談案内	272人 (うち外国人49人)
文化体験参加者	78人 (うち外国人29人)



HANEDA⇔OTAエンジョイプログラムの実施

羽田空港経営改革提案事業

大田区内の観光関係の事業者（交通、宿泊、商店街、旅行等々）がメンバーとなり、「大田区観光推進連絡協議会」を開催し、数年前より、情報を共有。27年度は、国交省の補助事業を利用して、「羽田空港経営改革提案事業」を実施。

●「羽田⇔大田エンジョイプログラム」について

空港利用の外国人・日本人に対して、羽田空港からの近接性を活かして、大田区を楽しんでもらうプログラム（冊子）を提供。



ターゲット

①羽田空港を利用する外国人個人旅行者

特に、旅行最終日(深夜便、前泊-早朝便利用者)のニーズに合わせたメニューを提供

②羽田空港を利用する日本人旅行者

特に、区内宿泊の日本人ビジネスマンのニーズに合わせたメニューを提供

冊子内容

羽田空港を起点として「3時間でできること」というキャッチで誘客

羽田空港

空港内の見どころ紹介

大田区の食

蒲田の飲食店によるセットメニューの提供

公衆浴場・温泉

東京の温泉地 蒲田として紹介

文化体験

大田区観光情報センターにおける日本文化体験プログラム

セルフコース

区内事業者様のメニューや地元のイベント情報など

HANEDA⇄OTAエンジョイプログラム



【実施時期】 平成28年2月 *モニターツアーも実施

【冊子】 英語・中国語（簡体字）・日本語 各20,000部

【配布先（予定）】 羽田空港、交通各社、観光施設、区施設、商店街、宿泊施設等

